

第5回地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会

1 日時：令和3年10月25日（月）10：00～12：00

2 開催形式：オンライン開催

○神森保育課長補佐 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから第5回「地域における保育所・保育士等の在り方に関する検討会」を開催いたします。

本日は、坂本構成員が所用により欠席となっております。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

配付資料は議事次第、資料1「保育所・保育士による地域の子育て支援」、資料2「構成員提出資料」、資料3「第58回子ども・子育て会議（令和3年10月11日）における主な意見」、参考資料「検討会開催要綱」の計5点となっております。不備がございましたらお申しつけください。

本日もオンラインでの開催とさせていただきますので、進行中に通信状況等の不具合により音声途切れる場合などがございましたら、遠慮なくその旨御発言いただくか、手を挙げるなどによりお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。

また、御発言いただいている時間につきましては、マイクをミュートにさせていただきよろしくお願いいたします。

それでは、議題に移ります。倉石座長、よろしくお願いいたします。

○倉石座長 皆様、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題のほうに移らせていただきます。今回も前回に引き続き、取りまとめの各論点について具体的な議論を進めていただきたいと思います。

本日は「保育所・保育士による地域の子育て支援」をテーマに御議論いただきたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局から資料1について御説明をお願いいたします。

○神森保育課長補佐 事務局でございます。

資料1について御説明をいたします。「保育所・保育士による地域の子育て支援」という資料を御覧ください。

1 ページ目でございますけれども、まず「論点」といたしまして、地域で子育て世帯が孤立しないために、保育所等を利用していない子育て世帯に対して、保育所が担うべき役割、それから関係機関との連携についてどのように考えるかという点。

その際、保育士の負担に配慮しつつ、保育士の専門性を生かした支援としてはどのようなものが考えられるかというものを御提示してきておりました。

これに対する「対応の方向性」といたしまして、近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などから、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっている。また、児童虐待対応件数も年々増加しており、子育ての負担や不安、孤立感

が高まっている。特に、虐待死に至るケースについて見ると、0～2歳の乳幼児でその割合が高くなっている。

一方、待機児童は着実に減少しており、令和3年4月1日時点で、全国の市区町村のうち約82%の市区町村においてはゼロを達成しているという状況でございます。

こうした中で、保育所が今後とも地域の重要な社会資源として子育て支援に大きな役割を果たしていけるよう、保育所による地域の子育て支援機能を強化し、保育所を利用する児童や保護者だけでなく、その地域に住む児童やその保護者に対して支援を行う枠組みを構築するという点を挙げさせていただいております。

特に、0～2歳の乳幼児やその保護者については保育所や認定こども園等に就園しておらず、孤立した子育てとなっていることも多いということでもありますから、地域の中での保育所の知見や経験を生かした子育て支援が大きな役割を果たすことが期待できるのではないかということをお示ししております。

2ページ目から4ページ目につきましては、そのバックデータのようなものをお示しております。

2ページ目でございますけれども、虐待相談対応件数についてのグラフでございます。御覧のとおり、右肩上がりです。件数が増えているということでありまして、また小学校入学前である割合というのが4割から5割程度となっております。

3ページ目でございますけれども、児童虐待による死亡事例の推移等についてでございます。左下のグラフを見ていただくと、虐待死に占める年齢別の割合というところでございますけれども、赤で囲ったとおり、0～2歳の割合が高くなっているということが言えるかと思っております。

4ページ目でございます。現時点での待機児童対策というところでございます。令和3年4月時点でございますけれども、待機児童数は全国で5,634人ということになっておりまして、調査開始以来3年連続で最少の数値となっております。先ほど申し上げたとおり8割超の市区町村、具体的には1,429の市区町村において待機児童が解消しているという状況でございます。

5ページから7ページにつきましては、これまでいただいた構成員の皆様からの主な意見ということでもあります。少しかいつまんで御紹介いたしますと、2つ目の○、保育所等の役割をしっかりとこの地域支援に関しては位置付けて、子どもの育ちを連続的に支援するということ。

それから、孤立しやすい家庭ほど、保育所の役割や専門性の活用を考えていく必要があるのではないかというところ。

一方で、地域の下請けのように使われるべきではなくて、保育所と地域の双方にとって必要と感じられるようにすることが必要ではないかというような御意見が5ページ目でございます。

続きまして6ページ目でございます。保育所は最も身近な児童福祉施設として、より多

機能化が必要だという御意見。

保育所保育指針においては、こうした地域の子育て支援について具体的に記載することが考えられるのではないかということ。

それから、子育て家庭の孤立について、0～2歳の保育に欠けない家庭や、更には周産期における母子家庭への関与も必要ではないかということ。

それから、高知県におかれましては保育所を地域の交流の場所として提供しているというような御紹介もいただきました。

こうした中で、地域で最もよい選択がなされるように、自治体や国が支援をしていくことが必要ではないか。あるいは、地域の実態に合わせた仕組みを考えていくというような御指摘もございました。

7ページ目でございます。

一方で、保育士の専門性を生かした支援ということで、保育士に全てを背負わせ、スペシャリストとしての過重を高めるのではなくて、地域で広く子育てを支えていくことが必要ではないかということですか、あるいは保育所保育と社会的養護が必要な子どもに対する保育というのは異なる専門性があるというような御指摘、こちらも保育士に過重な負担をかけることは避けるべきであって、安易に職域拡大すべきではないというような御意見もいただいております。

一方で、保育士の持っている子どもへの関わり方や、子どもが思い切り遊べる環境づくりに関する技術・視点というものについては、見える化というような形を含めて共有していくべきではないかという御意見などもいただいております。

具体的な対応方針といたしまして、8ページを御覧ください。

「対応案①」というところでございます。まず児童福祉法上、現在地域支援というものについてどのように規定されているのかというところでございますけれども、現在児童福祉法第48条の4におきましては、保育所について、地域の住民に対してその行う保育に関し情報提供を行うということ、それからその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児・幼児等の保育に関する相談に応じ助言を行うこと、こういったことが努力義務とされてございます。

こうした努力義務につきまして、保育所による地域の子育て支援を進めるべく、保育に関する情報提供については義務化をするということと、それから後述いたしますけれども、「かかりつけ相談機関」とされた保育所につきましては、保育に支障がない限りという前提を維持しつつ、保育に関する相談対応・助言を行うものとするということとしてはどうかというのを提示してございます。

その上で、保育所における情報提供、相談対応・助言ということで、いわゆる地域支援ということでもありますけれども、保育所自身が行うという場合のほか、保育所の場において地域子育て支援拠点事業を行う場合、それから保育所に勤務する保育士が例えば養育支援訪問事業を行う場合ですとか、いろいろなケースがあると考えられております。

保育所の場合や保育所に勤務する保育士を活用して行うということも含むということをおのたび整理してはどうかということをお挙げておきます。

それから、後述するとお申し上げた「かかりつけ相談機関」でございます。かかりつけ相談機関につきましては、社会的養育専門委員会のほうで提示をされたものでございますけれども、保育所や地域子育て支援拠点事業など、地域における子育て世帯の身近な相談先として設定するというようなものがお挙げられておられますが、こうしたものにつきましては、各地域の保育需要等の実情にお応じ、全ての保育所が担うということではなく、相談・助言体制を構築できる保育所が担うという前提の下で、各保育所が積極的にこうした「かかりつけ相談機関」を担うための方策について検討してはどうかということをお書いておきます。

また、国としても「保育所等における要支援児童等対応推進事業」、こうした地域支援に着目した予算事業で、これは2年前からつくっているものでございますけれども、こうした取組、保育所の地域支援に関する支援策について引き続き推進していくことが重要であると考へておきます。

さらに、こうした保育所における地域の子育て支援の取組をどのように評価するかということにつきましては、主任保育士専任加算などの公定価格上の地域支援に係る加算ですとか、あるいは地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業などの各種支援の在り方について総合的な形で必要な財源確保と併せて検討していくこととしてはどうかということをお書いてございます。

こうした検討を行うに当たっては、従来地域の子育て支援が義務付けられている認定こども園とのバランスについても留意が必要ということをお※4というところで記載してございます。

9ページ目以降、参考資料でございますけれども、9ページ目につきましては先ほどお申し上げた児童福祉法上の規定について記載をしているのが（参考1）でございます。

それから、公定価格のくぐりでお説明いたしました主任保育士専任加算の要件について（参考2）として記載してございます。

10ページ目からは、社会的養育専門委員会で提出されている資料について簡単に御説明いたします。

10ページ目でございますけれども、こちらはかかりつけ相談機関の資料でございます。特に未就園児の割合が高い0～2歳の児童がいる世帯をはじめとし、全ての子育て世帯が悩み等を気軽に相談できる環境整備が必要であるということおで、保育所、認定こども園、児童館、子育て支援拠点事業、こうした身近にアクセスできる子育て支援の資源というものが、利用していない世帯も含めて身近な相談先として機能を果たせるようにしてはどうかということおであります。

それに当たりましては、今回社会的養育専門委員会のほうで検討している児童福祉、それから母子保健のそれぞれの観点からの既存の相談支援機能の一体的運用を凶るということおで、こうしたかかりつけ相談機関がそういった一体的な相談支援機関と連携するということお

とで、地域に重層的な相談体制を構築するものとしてはどうかということが掲げられています。

11ページを御覧ください。先ほど申し上げた母子保健と児童福祉の一体的な運用を図るという件でございますけれども、市区町村の母子健康包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を再編し、全ての妊産婦、全ての子育て世帯、全ての子どもの一体的な相談を行う機能として有する機関を設置することとしてはどうかというのがこの委員会の中で提案されてございます。

こうした中では、妊婦健診ですとか産後ケアへのつなぎという母子に関するところ、それから子育て世帯とのつながり・状況把握・相談、それからケアプラン作成、現在はサポートプランと申し上げているようですけれども、こうしたものへの作成とともに支援のつなぎを行うということ、それから子ども自身からの相談も受けるというようなことも想定しております。

こうした中で、先ほども申し上げた保育所等のかかりつけ機関につきましては、下の図の②の「支援をつなぐ環境整備」という中で一つの手法として挙げられているところでございます。

12ページでございますけれども、先ほど申し上げたようなものを概念的に表したものでございます。中核的に一体的に相談支援等を行う機能を有する機関というものがあつた中で、かかりつけ相談機関というものがそれぞれ妊産婦、子育て世帯、子どものアクセス向上のために各圏域に置かれているというところ、それから一体的相談機関につきましてはいろいろなNPOですとか児童家庭支援センター、社会福祉法人等の民間資源による支援につないでいくという機能も有しているところであります。

こうしたかかりつけ相談機関に関する取組につきまして、今回、国として一体的に考えているところでありますけれども、自治体においては既に先行して実施をしているような例もございます。具体的には石川県のかかりつけ機関（マイ保育園）という仕組みがございまして、こうした仕組みなども参考にしながら、私どもとしては検討しているところでございます。

14ページを御覧ください。14ページ以降につきましては、まず保育所が行うような地域支援というところで、例えば拠点を併設している場合ですとか、保育所の保育士が訪問するケース、こういった多様な在り方があるのではないかと申し上げました。

14ページにつきましては、「地域子育て支援拠点の概要」でございます。

15ページでございますけれども、「地域子育て支援拠点事業の実施状況」でございますが、青いところでございますが、全体では保育所が31%と最も多いという状況でありまして、既に少なくない保育所において地域支援というものを実践されているということが分かるかと思えます。

16ページでございます。利用者支援事業ということでございまして、こちらは相談支援等を行うような事業の一つでございますけれども、基本型で申し上げれば9.3%のところ

保育所でございますけれども、こういった保育所でも実施がなされているというところがございます。

17ページ、18ページにつきましては乳児家庭全戸訪問事業、こちらは生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業でございます。

それから18ページでございますけれども、養育支援訪問事業というところで、先ほど申し上げた乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者のうち、養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者に関する居宅における支援という事業でございます。

こうしたものにつきましても、実際にその地域の実践の場の例といたしまして、保育所における保育士がこのような事業を行っているというケースがあると承知しております。

続きまして19ページでございます。「保育所等における要支援児童等対応推進事業」の概要でございます。こちらは、保育所等において保育士等が有する専門性を生かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置を促進いたしまして、そうした中で地域連携推進員が基幹保育所に所属しながら、例えばほかの保育所等に巡回支援をしていくというような仕組みでございます。

こちらは令和2年度から開始した新しい取組でございますけれども、具体的に現状どのような形で実践されているのかというものが20ページでございます。昨年度から始めたばかりということもございまして、昨年度時点では4自治体での実践ということでございましたけれども、具体的には②のところではありますが、相談支援としては子育ての悩み不安、障害児の保育等といった保護者に対する相談支援の実施や、家庭訪問等を行われているところもあると聞いております。

関係機関との連携というところでは、市の福祉担当部署ですとか、関係機関や園と連携いたしまして要支援児童の状況把握、情報共有などを実施、それから要支援児童等の養育状況についてモニタリングシートを作成しているというケースも聞いております。

巡回支援ということにつきましては、保育所等への巡回支援をやっているというところがございます。

こうした取組の成果といたしまして、要支援児童の情報が把握しやすくなるということ、それから関係機関との連携が強化されているというような指摘がございます。

それから、家庭の状況に応じた子育て支援室、これは自治体の取組かと思えますけれども、あるいは利用者支援事業などの別の支援につなげることができているというような指摘をいただいております。

続きまして21ページ目以降でございますけれども、ここからは情報提供ということで、保育所における情報提供につきまして「子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）」というものにつきまして御説明いたします。こちらは、子ども・子育て支援法第58条に基づく取組でございますけれども、利用者の選択に資する情報というものをインターネット上で直接検索・閲覧できる環境を構築するという中でできたシステムでございます。こちらにつきましては、令和元年度にシステムを構築いたしまして、令和2年度から

一般利用者向けに公開がなされているというものでございます。

22ページを御覧ください。「公表項目一覧」というところで、認可と認可外に分けておりますけれども、例えば認可につきましては職種別の従業員の数ですとか、あるいは保育士の経験年数、施設等の開所時間や利用定員、それから利用料といった基礎的な情報を公開しているということでもあります。

具体的には23ページ、24ページを御覧ください。こちらは検索していただければこのようなものが出てくるということもございますけれども、「ここdeサーチ」というところで、例えば御自身が住まわれている近くの保育所、幼稚園等の情報につきまして検索ができるということでもあります。

24ページにつきましても同様でございます。

続きまして25ページでございます。「短期支援の供給について」ということで、こちらは社会的養育専門委員会の資料を掲載してございます。森田構成員からも御指摘がございましたけれども、ショートステイに関して保育所との関係があるような資料が提出されているということで御指摘をいただきましたので今回御紹介させていただきます。

今回、社会的養育専門委員会におきましては、市町村におけるあらゆる子育て資源をうまく柔軟に活用していきながら、面として要保護児童ですとか、その保護者を支えていくという仕組みを構築するというような形で進めてきておりますけれども、ショートステイにつきましても現行で行われているような疾病その他により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を入所させるといったところを、例えば保護者と児童をともに入所させるですとか、あるいは自らの意思で入所等を希望した児童を入所させるというような形で、もう少し幅を広げていくということが指摘をされているところであります。

その中で、運用というところに保育所ということの記載がございますけれども、ショートステイにつきましては現行も保育所で行うことができるという中で、これまでできなかったことをするという意味では必ずしもございませんけれども、こういった児童発達支援センターですとか保育所といったところについても受入れの素地があるのではないかとということで、こうしたところへ受け入れやすくするような仕組みが考えられないかというような提案がなされている次第でございます。

26ページにつきましては、こうしたショートステイの概要を載せてございます。赤字にしておりますけれども、もともと保育所というところでも実施ができるということでもあります。実態としては、ほとんど6割につきまして児童養護施設で実施がなされているところでもありますけれども、幅を広げていくという中でこうしたことも考えられるのではないかとというような提案でございました。

27ページを御覧ください。では、実際に保育所で行われているケースということで、いくつかの自治体にヒアリングをいたしました。令和元年度実績でございますけれども、全国でショートステイは882か所でなされているという中で、保育所で行われているのは約10か所というふうを確認しております。

今回2つ掲載させていただいておりますけれども、時間の関係でC県D市のほうを御覧ください。C県D市におきましては、保育所を分園という形で一時預かり、ショートステイをメインに行うようなものを開設しているということでありまして、子ども家庭支援センターが支援を行う中で必要と判断した乳幼児に対し、7日間を限度に支援を行うという取組がなされているということ聞いております。

こうした乳幼児の保育に強みがあるというところで保育所を活用しているということでありまして、冒頭申し上げたとおり、やはり0～2歳につきましては保育所・保育士において大きなノウハウがあるというところを活用したという趣旨で実施がなされているということだと聞いております。

続きまして28ページ目を御覧ください。こちらは「保育所・保育士による地域の子育て支援②」ということでありまして、対応案の②を掲載してございます。

保育所等の設備、それから職員を活用した社会参加への支援については、令和3年3月に厚生労働省より発出された通知によりまして、保育所保育の実施に支障がない場合といたしまして、保育所保育という主目的を逸脱しない範囲という中で余力の範囲で行われているということ、保育所保育に必要な保育士など職員が確保されていること、保育所保育に必要な面積など設備が確保されているという要件を満たせば実施ができるという旨を示しております。

これによりまして、例えば保育所の空きスペースを活用して地域の子育て世帯等が集う場を設けること、それから園児の利用がない時間帯や日、例えば日曜日において保育士が地域の子育て世帯への相談対応を行うということが可能であるという旨が明確化されました。

一方で、児童福祉施設や地域型保育事業の設備運営基準においては、他の社会福祉施設を併設している場合であっても、入所している者の居室、各施設に特有の設備、入所している者の保護に直接従事する職員については兼ねることができないという規定がございます。

このため、例えば保育所に児童発達支援の事業所が併設されている場合において、保育所の利用児童と児童発達支援の利用児童を、ともに当該保育所の保育室において保育をすることは、仮に両児童を保育するのに必要な保育士や面積が確保されている場合であっても認められないということとなっております。

こうした点につきまして、いわゆるインクルーシブ保育というところも含め、保育所等の設備や職員を活用した社会参加への支援が進むよう、こうした設備基準を見直し、必要な保育士や面積を確保することは前提といたしますが、園児の保育に支障が生じない場合には職員の兼務や設備の共用を可能とすることとしてはどうかということでもあります。

具体的には29ページを御覧ください。これまで、建物が同じでも場所が全く別という形でありましたら実施することができたというのが上の図でございます。

一方で、いわゆるインクルーシブ保育という形で混ぜこぜで実施をするということは、

先ほど申し上げた省令上の規定に基づきましてできないということになっておりますので、これを下の図のような形で見直すことができないかというような御提案でございます。

30ページを御覧ください。一方で、障害児通所支援の在り方に関する検討会というものが弊省の障害部で実施がなされております。こうした中にも、2つ目の○を御覧ください。児童発達支援の人員基準では保育士に専従規定を置いているというところで、児童発達支援等を利用する障害児以外への支援はできないこととしているが、例えば設定遊び等において子どもと一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの人員基準以上の保育士等が混合して支援を行う等、一体的な支援を可能とする方向で検討すべきということでありまして、障害児の検討のサイドにおきましても同様の取組、検討がなされているというところでございますので、一体的に私どもとしても実施ができればと考えている次第でございます。

31ページにつきましては、児童発達支援事業の概要というところでありますけれども、主な人員配置基準といたしまして、児童発達支援センターにおいては保育士の配置ということが求められているというところであります。

32ページ、33ページにつきましては、冒頭申し上げた地域支援についての通知、本年の3月に発出いたしました厚生労働省の通知について御紹介をさせていただいているところでございます。

34ページでございますけれども、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準というところで先ほど申し上げた省令でございますが、現状の規定といたしましてはただし書のところにありますけれども、先ほど申し上げたような規制がかかっているというところであります。こうしたものを見直していくということが考えられるのではないかとということで、今回参考としておつけしてございます。

続きまして、35ページを御覧ください。「対応案③」ということでありまして、保育所保育指針に関するものでございます。保育所保育指針につきましては、保育所の運営や保育士の養成に当たって活用されており、地域の子育て支援についてはこれまで保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努める旨、それから地域の関係機関や子育て支援に関する地域の人材と積極的な連携を図るよう努めるといった記載がございます。

また、保育士の養成課程におきましても、平成29年度のカリキュラムの見直しに当たって子育て支援の項目について内容の充実を図っているというところでありまして、地域支援に関する重要性を踏まえた対応を取ってきているというところであります。

一方で、これまでの議論ですとか、今後の地域社会において保育所における地域支援がますます重要となる中で、保育所保育指針につきましてもこうした背景を踏まえた記載にすることが必要ではないかと考えております。

このため、次回の保育所保育指針の改定の際につきましては、保育所による地域の子育て支援を進めるため、今般の制度改正の内容ですとか、あるいは既に記載がございます保育所保育指針の解説などの記載なども踏まえながら、保育所保育の専門性を生かした支援

の在り方、関係機関等との連携の在り方を含めて拡充していくことを検討してはどうかということを書いてございます。

36ページ以降は参考資料でございます。

36ページにつきましては、保育所保育指針についてということでありまして、各保育所はこの指針において規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項等を踏まえ、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないということとされております。具体的には、約10年スパンで改定がなされているといったところでございます。

37ページを御覧ください。保育所保育指針の改定ということでありまして、約10年に1度改正されておるというところでありまして、直近では平成20年に改定とありますが、こちらは平成29年の改定の際の資料でございますので、直近は平成29年に改定をして平成30年4月から適用しているというものでございます。

平成30年度の改定に当たりましては、実はその時点でも児童虐待対応ケースの増加というところを踏まえて指針を改定しているところでありまして、今回の見直しに関しても内容をこの中にインプットしていくことが必要ではないかと考えてございます。

38ページにつきましては、「社会保障審議会児童部会保育専門委員会」で議論をしているということでありまして、その御紹介でございます。

39ページにつきましては、前回の改定に関する取りまとめというものを概要としてお示ししております。

40ページから43ページまででございますけれども、現在の保育所保育指針というものの御紹介、それからこの保育所保育指針には解説を厚生労働省としてもお出ししておるところでありますけれども、その解説につきましても抜粋をするような形で掲載をしております。

資料1については以上でございます。

資料3についても併せて御紹介をさせていただきたいと思っておりますので、すみませんが、少しお時間をいただければと思います。

資料3を御覧ください。第58回子ども・子育て会議でいただいた御意見でございます。第58回子ども・子育て会議におきまして、本検討会の論点につきまして資料を提出させていただいております。その中で、子ども・子育て会議の委員の皆様から御意見等をいただいているというところで一部紹介をさせていただきます。

論点を4つ提示しておりましたので、4つそれぞれに沿って御意見を整理してございます。

まず1つ目、【人口減少地域等における保育所の在り方関係】ということでありまして、多様な家族形態・働き方に応じた保育利用というものを少子化、人口減少という中で質の高い園を選択できるような仕組みとすべきではないか。

あるいは、今後は就労の有無にかかわらず保育所を利用できるように制度を見直してい

くべきではないか。

閉園に関して、保護者が不安にならないよう、国が保育所の閉鎖に関する指針を示すべきではないか。

特区小規模ということで、国家戦略特別区域の仕組みを使いまして、小規模保育は0～2歳という仕組みでありますけれども、0～5歳まで受入れを行っているが、全国展開すべきではないかといった御意見。

論点②といたしまして今回の地域子育て支援という関係でございますけれども、保育所における保育士の業務が加重にならないよう、地域の中の既存の子育て資源を有効に活用すべきではないか。

それから、一時預かりの利用促進や、気軽に相談できる場として保育所を活用することなどが考えられるのではないかとということ。

それから、地域での子育て支援を行うに当たって、家庭的保育事業は機動力の高い支援を行うことができるというような御指摘。

それから、子育て支援プラン、先ほど申し上げたサポートプランについての子育て支援につきましては専門性が高い人材が担うべきではないかということ。

それから、今般の資料でもお出ししておりますけれども、主任保育士加算の要件の見直し、特に乳児保育3人以上受入れという点について再検討すべきではないかという御意見。

次のページを御覧ください。論点③というところで、【多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援関係】です。

多様なニーズを受け止め、子どもの最善の利益を保証するためには保育の質を高めることが必要である。これには保育の環境改善を図ることが必要という中で、公定価格の見直しなど、さらなる処遇改善、あるいは職員配置基準の改善等を早期に実現すべきというような指摘。

それから、一時預かりにつきましては拡充していかない体制を見直すべきではないか。

医療的ケア児の受入れに関しましては、地域ごとに施設を決めておくべきではないか。

それから、困難を抱えやすい子ども、家庭への具体的な支援について、人材育成の観点も含めながら多様な議論が必要ではないかということ。

病児保育につきましては、発達障害児童支援や医療的ケア児童支援を推進していくこと、あるいはレスパイト支援も検討すべきということ。

多言語対応、外国籍のお子様、御家庭に対して、多言語対応の人的支援や翻訳ツールの支援。

それから、発達支援を要する子どもたちの実態調査の実施。

それから、障害児通所支援の在り方に関する検討会、先ほど申し上げたインクルーシブ保育に関するところでございますけれども、議論との整合性も取るであるということ。

④番といたしまして【保育士の確保・資質向上関係】でございますけれども、保育士のソーシャルワーク機能を高めるため、保育士の養成課程の見直しも含め検討すべきという

こと。

それから、教員だけではなく、保育士についてもわいせつ行為を行った場合についての具体的な法律上の対策を行うべきというところ。

保育士・幼稚園教諭を含め、包括的な研修体系の再構築が必要というような御意見をいただいております。

事務局からは、以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

今回、地域子育て支援の論点に関しては事務局のほうから対応案を3つ提示いただいております。今から議論いただきますけれども、必ずしも対応案に沿う形でなくても結構ですので、全体に関して広く御意見をいただければと思っております。今回も皆様を順番に指名する形は取らず、フリーディスカッションで進めさせていただきたいと思っております。

ただ、ほかの委員からの意見もできるだけ幅広く踏まえたいと思いますので、お一人2回程度、1回当たり3分程度ということで御意見をいただければと存じております。

それでは、御発言いただける方から挙手をいただければ、私のほうから指名させていただきますので御発言をお願いいたします。対応案はそれぞれ自由で結構でございますので、お気づきのところから御意見をいただければと思います。よろしくをお願いいたします。いかがでしょうか。

では、坂崎構成員からお願いいたします。

○坂崎構成員 おはようございます。聞こえますでしょうか。

対応案の①からまずお話をしたいと思います。令和3年現在、女性の就業率の増加及び1～2歳児の入園率は50%を超えています。こういう現状の中で、保育所における地域支援の義務化と地域子育て支援の取組をどのように整理して子育てを考えるかというのは今後の非常に大きな課題だと思っております。

さらに、児童虐待、DV、貧困、気になる子の増加など、地域の子育て支援については焦眉の急、非常に急を要していると私も思っております。

それで、ここから少しお話の中身に入っていくのですが、保育所のことなのですが、保育所の多機能化ということを考えたときには、子育て支援を必須としている認定こども園に移行するということが本来は多機能化の一步ではなかったかと思っております。

しかしながら、現行の仕組みにおいては大きな問題があって、今の認定こども園では既に地域の子育て支援が義務化しているにもかかわらず、必ずしも十分な支援が行われてはおらず、活動にはばらつきも生じていると思います。体系的かつ支援の仕組みの不十分さがあると感じており、成果が上げられていないことを見ると、認定こども園そのものの支援の在り方についても併せて今回この保育所の子育て支援の取組を整理するというところについて考える必要があるのではないかと思います。

そういう現状を改善しながら議論を次へ進めていただきたいと考え、やはりそのた

めには人員配置や公定価格上の再検討をしていって問題をクリアにしていくということが不可欠ではないかと思えます。

そういう意味で、本日出されています保育所と乳児家庭全戸訪問や養育支援訪問事業との関わり、子ども食堂の援助、その地域の特性に応じた方式を模索しながら実行するとともに、特に保育所等における要支援児童等対策推進事業には私個人としても大きな期待をしています。

対応案②についてです。先ほど資料の29ページ、30ページでも説明をいただきましたが、保育所等々児童発達支援事業との関係については空き教室の活用など、これまでも私は述べてきていますけれども、互いの連携によって子どもの支援が改善されるべきところがあって、こういうことを考えると事業内容を再構築すべきところにきているのではないかと思えます。

例えば、よく御存じだと思いますけれども、保育所等訪問事業は一人の子どもに対して月2回です。そうすると、一体型の事業園であればその回数や枠組みについては月2回ではなくある程度制限なくできるということを考えていけば、こういう点を改善するというのは必然ではないかと思っています。

対応案の③です。保育所保育指針の指針への記載については、書かれているとおりだと思います。その他として4点述べて終わります。

1点目は、子育て支援ではありませんが、現行の公定価格の障害に関わる療育支援のお金的な支援というのは、やはり子どもたちの増加を考えるとこの金額的な公定価格を上げていくというのは必須なのではないかと思えます。

2番目には、このような人材に対してキャリアアップ研修等同様、障害児や子育て支援に対する国レベルの研修というものをもう少し増やす必要があるのではないかと思えます。

こういうことを行うことになると3点目、保育士にかかわらず多くの資格等を持つ人材の活用や仕組みの導入ということはどう一度考えるべきではないかと思えます。

最後の4点目です。地域の子育て支援を行うということが保育所本来の事業の本旨ではないと思いますが、保育の必要性の有無に関係なく、ある意味では子どもの一時預かり的な機能も含めて子育て支援の観点から大きな形で事業化していくということがこれから非常に大きな保育所の在り方の一つだと思いますので、たくさんの方々が提言されているように行えるところがきちんと自ら行っていけることに対して支援ができる仕組みを考えるべきではないかと思えます。

ありがとうございます。以上です。

○倉石座長 坂崎構成員、ありがとうございました。対応案①から対応案③まで幅広く御意見をいただきました。ありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。

では、高谷構成員、それから森田構成員という順番でお願いいたします。

○高谷構成員 失礼をいたします。今日の厚生労働省の御説明の関係を中心にお話しさせ

ていただきたいと思ひます。

子育て支援の重要性については、この場だけではなく幅広く言われております。そういう意味で、現場の立場からいいますと、主任保育士に兼務のように全て担わせていいものかどうかというところがあります。主任保育士は業務過多であります。園の中で中心に動いていただいておりますので、これは主任もいいのですが、主任だけではなくて保育士や研修を受けた者など幅広く担当者を採用していくべきではないかと思ひます。その場合、人材が採用可能な十分な財政措置が必要かと思ひます。

それから、子育て支援を主任加算とは別に、公定価格に位置づけてもいいのではないかと思ひます。御提案のありました保育園の情報提供の義務化ということであれば、むしろ公定価格に位置づけるべきではないかと思ひます。子育て支援を個別事業それぞれの自治体のニーズに応じて採用するというになると、財政負担からそういうことができない自治体も当然あるということですので、公定価格の中の位置づけというものが必要ではないかと思ひます。

それから、既に先ほどもお話がありましたように、認定こども園の子育て支援は義務となっております。地域によってニーズが多様で、支援内容も曖昧となっております。整理されていません。今後、保健、医療など、他の分野との関わりも含めてどう整理していくのが課題になると思ひます。当面は利用者、施設、双方が慣れておりませんので、走りながらニーズの把握が必要なのかなというふうにも思ひますし、必要な経費的な部分もきっちりと措置されていないと、園のほうのモチベーションも上がっていかないのかなと思ひます。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。主任保育士の課題ということも含めて御意見をいただきました。どういう方に担っていただくのかというところですね。この点と、公定価格の点ということで御意見をいただきました。

では、森田構成員お願いいたします。

○森田構成員 おはようございます。森田でございます。よろしくお願ひいたします。

私のほうからは、まずは坂崎委員、または高谷委員と同意見であることをお伝えします。加えて3点意見を述べます。1点目ですが、8ページの「保育所・保育士による地域の子育て支援」の対応案では、「保育に支障がない限りとの前提を維持しつつ」とか、「かかりつけ相談機関」は「全ての保育所が担うのではなく」というような文言になっています。こうしたときに、何もないと実施したくてもなかなかできない、または後ろ盾がないとできません。資料1の6ページに書かれているように、高知県では一定以上取り組んでおられるところには県で財政的な支援をしておられるということです。先ほどから意見が出ているように、事業を行う以上はそれを裏づける財政支援というものをぜひともお願ひをしたいと思います。

2点目です。11ページ等書かれているソーシャルワーク機能についてです。大阪府で

は、保育所、認定こども園にスマイルサポーターを配置し、相談支援事業を実施しています。相談を受け、支援していく過程では、きっかけは子どものことではあるのですが、子どものことのみで解決しているわけではなく、実際に困っておられること、例えば金銭的なことであるとか、就労の問題であるとか、お父さんまたはお母さんのDVの関係であるとか、または同居はしていないけれどもおじいちゃん、おばあちゃんの介護の話であるとか、どうしても話が子どものことだけで収まらずに多岐にわたってきます。そうしたときに、この資料のソーシャルワーク機能の中には子どものことしか書かれていませんので、ソーシャルワークという表現ならば、多岐にわたる相談を受けるということを記載いただければと思っております。

3点目です。坂崎委員の提出資料にもありましたが、19ページの「要支援児童等対応推進事業」についてです。(3)の「地域連携推進員の要件」に保育士、社会福祉士等々と資格のみが書かれています。資格をお持ちになられて経験をお持ちになれば、十二分に要件を満たすのだらうと思うのですが、1年目の保育士が当然できるわけでもなく、こういう資格の方に研修を実施したり、その研修を修了することを要件とすることを加えていただければありがたいと思います。というのは、看護師、または保健師から見ても、保育所、認定こども園の内情や施設の中身があまりよく理解いただけていないということもあります。連携も取りづらかったりということもあります。

とりあえずは以上です。よろしくお願いたします。

○倉石座長 ありがとうございます。要支援児童と対応推進事業になりますと、これは保育士以外の方もこの事業に参画するということになりますので、その点は多機能化というところで多職種の方との連携が必要になってくるということにもなってくると思いますが、その場合は研修ということも押さえておく必要があるということで、ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。どうぞ、挙手いただければと思います。

では、堀構成員にいかせていただいて、その後、田中構成員ということで順番によりしくお願いたします。

では、堀構成員お願いたします。

○堀構成員 おはようございます。堀でございます。

今回、子育て支援が機能する場としての保育所ということで、事務局の皆様からも様々な御提案がされて、そうであるからこそ難しい問題も幾つかまだまだ残されているということが言えるかと思えます。保育の場が、その専門性を生かして地域の子育てのセンターとしての役割、既に担っている部分もありますけれども、また、子育て支援機能の強化を検討するに当たりまして、検討すべきこととしまして次の3点について課題と、その対処について意見を述べたいと思えます。

まず1点目なのですが、子育て支援の機能として保育所が機能し得るということを考えたときに、子育て家庭との継続的な関係性の構築というのは必須だと考えております。対

象となる3歳未満の子どもたちが、身近な養育者との愛着の形成が重要な時期であると考えます。

また、環境の変化に敏感で、柔軟な適応が困難な時期であるとも言えます。慣れない環境の中で、いわば利他的に預けられることになれば子どもへの心理的負担が大きく、ケアする保育士の先生方の負担もすごく大きいということが想定されますし、またそうした報告もあります。

そのため、一時的な預けられるだけの関係性でなく、養育者と子どもが折々に通い、養育者と保育士との関係性の構築、またはその保育の場が子どもにとっても親しみのある場所であることが理想であると考えます。そのためにも、一時預かりの利用だけでなく、母子が集い、保育の場に親しむことで相談機能そのものが機能し、またはレスパイトなどの目的で利用し得ると考えております。

また、活動の在り方や時期、例えば年度当初や年度末の時期など、実施における主体は保育所側にあつて、互いに無理なく運用できることが望ましい。また、それぞれの保育所に実施の有無については任されているというところはあると思いますし、そうした点において具体的な検討をした上での実施が望ましいと考えております。

2点目は、保育士の専門性との関連です。これまでも議論されてきたことです。保育所における子育て支援の意義を先生方は感じておられるということを私もお話の中で耳にしております。

しかしながら、先ほどのお話にも出てきていましたように業務過多、多様化、並びに担当保育者の確保ということが課題となっていると言えます。子育て支援を積極的に実施している自治体でも、やはり保育者の配置は課題となっていて、先ほどお話にもありましたが、フリーの先生や主任保育者が担うことが多いという実態があります。

専門性という点においては養成機関の学びが土台となりますけれども、保育者の専門性は学術的な学びのみならず、人とのコミュニケーション能力や保護者への対応など、実践の保育の場で磨かれる部分も多く残されていると思うのですが、その点を全て養成校のカリキュラムで担うということには限界があると考えます。

研修などの機会が考えられますけれども、全ての保育者が全ての内容を網羅するのではなく、それぞれの保育者がいわば得意分野を生かし、個々の専門性を高めていくことをより具体的に考える時期にきたのではないかと考えています。何々分野の先生みたいな形で、現在キャリアアップでは例えば乳児保育とか障害児保育など、個々の先生方の関心に合わせた科目の選定が始まってはいると思いますが、そのほか、例えば様々な民間資格ですね。地域子育て支援士とか、それだけに限らず様々なそうした資格取得の際、現在は個人負担で賄われていることが多いと思うのですが、そうした形を支援するなど考えられると思います。

最後に、3つ目は子育て支援拠点との連携という点なのですが、こちらは対応策②に関連するかと思います。先日の検討会でも連携施設課についての提案があり、既に幾つかの

施設では始まっているというふうに認識しております。先ほどの話にもつながりますけれども、保育者の専門性の構築という点においてもそこをコーディネートする役割がやはり重要だと考えます。地域子育て支援拠点との連携や、お互いの資源の提供ですね。また、NPOの場合、場所の確保が困難なケースもあります。地域の公の施設を使うということもなされているということがありますがけれども、そうした環境の提供や子育て支援の専門家からの学びなど、子育てのネットワークづくりを各地域で行うことが考えられます。

とはいえ、これらは競争原理で動くのではなくて、どの場所でも子育てに適した優しい環境が提供できるように、地域任せ、保育所任せにするのではなく、今、議論されておりますように国としても全体的な方針を示す必要があると考えます。その上で、市区町村のソーシャルワーク機能を生かし、妊産婦からの母子保健、子育て支援等の連携を整えていくことなどが必須だと考えております。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

それでは、田中構成員お願いいたします。

○田中構成員 おはようございます。田中です。

私からは、対応案①に関しまして大きく2つお話しさせていただきたいと思っております。

先ほど森田構成員から御紹介をいただきましたが、本県は地域の子育て支援をしている保育所を県単独で補助をしてまいりました。それらの経過も踏まえて2点お話ししたいと思います。

1つ目、前回もお話し申し上げましたが、高知県は県内34市町村のうち、ほぼ3分の1では1か所だけです。市町村の中に保育所は1か所しかありません。半分の市町村では、3か所以下です。そういった実情になりますと、一口に地域の子育て支援と言っても様々なものがそこに集約されていきます。

ですので、対応案①につきましては、私は公定価格上、適切に評価がされる限り賛成したいと思っておりますが、その際、地域の子育て支援を公定価格上で柔軟に評価する視点をぜひ意識していただきたいなと思っております。

例えば、子育て相談にしてもいわゆる要支援児童や虐待に関する相談だけでなく、そういう深刻なものに至る前の気軽な相談も対象にすべきだと思いますし、ほかに就園児と未就園児の交流、あるいは高齢者など異世代間との交流、これらも子育て地域の子育て支援というふうに包括的に評価していただきたいと思います。それでこそ、全ての子育て家庭への支援につながると考えています。1点目はそれです。

もう一点目は、前回も申し上げたことです。地域の未就園の子育て家庭をいかにその園まで結びつけるかというのが課題だと思います。今回も、石川県さんのマイ保育園などの図で御紹介、御説明ありました。子どもさんがお生まれになった御家庭に、かかりつけがあるということがしっかり周知されるようなことを組み入れて制度設計すべきだと考えています。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

田中構成員のほうからは、相談支援のことについては子育て家庭に関する全ての相談というふうなことになってくるかと思えます。

森田構成員からはスマイルサポーターの例でおっしゃっていただきましたけれども、要支援とか要保護という子育てのことに限らず、幅広く子育て家庭が持っているニーズに対して対応できるようなことが必要であるということですね。これがかかりつけ相談機関の意味になりますので、ソーシャルワーク機能を持ったということではかなり専門性の高い方に対応いただくことが必要ではないかということですね。この辺りも含めて、柔軟な評価が公定価格の中で必要ではないかということをおっしゃっていました。ありがとうございます。

引き続き、いかがでしょうか。

では、開構成員、それから遠山構成員、石井先生は3番目になりますが、恐れ入ります。お願いいたします。

では、開先生お願いいたします。

○開構成員 よろしくお願いいたします。

今、田中委員のほうから、石川県のマイ保育園制度の登録の話が出ましたので、ちょっとそれにも絡めながらということなんですけれども、石川の登録制度を行っている園からの声もお聞きはしております、田中委員がおっしゃいました、いかに未就園の方を園につなげることが肝心かというふうになりますと、つながりたくてもつなげられない何かの状態ですとか、堀委員から以前、石川のマイ保育園の調査を基にして御紹介いただきまして大変ありがたいなと思ったんですけれども、あの調査の中身は既に登録された方対象にすぎないアンケートなんですね。

そうすると、つながっていない方の声が全く反映されていないということでありまして、今の保育現場のほうからは県ともちょっと連携をしまして、逆につながりたくてもつなげられない何らかの状態といった方を把握してそこに光を当てていくといいますか、そこに支援が必要ということでマイ保育園の登録制度を活用するという視点が今まで少し抜けていたのではないかという段階に進んでおりますので、つなげれば何とかかなるという話でいくと、これは例としては不適切かもしれませんが、申し上げますと、例えば小学校以降の学校に通いさえすれば何とかなっているんだと、そういうものではないのかなと思うんです。

いろいろな場があり、身近な保育所の存在であったら大変いいとは思いますが、なかなかそうならない場合もある。その場合にどうするか。今、進んでいる論議は、保育所で地域の子育て支援の核となってセンターとなれば多機能集約化をして、そこでもいろいろなことができますよ。一見、理想的ですが、それでうまくいくというのはちょっと楽観的なのかなというふうに感じておりますので、それにつきましてはぜひまた御議論いただきたいというのが1つでございます。

あとは、地域の中でそういった子育てに関するような機能ですとか、森田委員もおっしゃいましたように子どものことだけではなくて関係ですね。全てソーシャルワークということで考えていく必要があるというのはすごく大事なことかと思ひまして、その中でいつも同じようなことを言っているかとは思ひますけれども、保育士はケアもすれば、エデュケーションもすれば、ソーシャルワークもするんだというふうになつていますが、これは次回に一番議論をしなくてはいけないところかと思ひますので、保育所、もしかすると坂崎委員もおっしゃいましたように、認定こども園ということも絡めまして、そういったときに他職種の方がどう関わりつつ連携をすることができるか。これがきっと大事なのかなと思ひておひまして、では保育士はどのような役割をすることが可能であるか、できやすいかということ、そして保育所はほかのいろいろな場に比べて何ができやすいのか。そういったようなことをぜひお聞かせいただいたり、お考へいただければ大変ありがたいと思ひておひます。

最後に1点だけ、ソーシャルワークを保育士養成課程にもう少し強化していこうというお話ですが、これも次回もう少し詳しく出るかと思ひますので、1つだけお伝えすると、保育士よりはむしろ教員だと思ひます。小学校、中学校、高校等の教員の方に、ソーシャルワークをぜひ学んでいただきたい。これは切なる願ひでござひまして、結局は分かっている方だけで論議しても、いや、そんなことは当然なんだという論議がすごく多いもので、子育て情報を悩んでいるお母様等にお伝えすれば何とかなるというものでは実はなく、今、子育て、子どもの発達にはこういうことも大事だということをぜひ、ぜひ学ぶ。そして、いろいろな連携につなぐことができますよといったようなことを共通理解できるようなネットワークが構築されるのであれば大変ありがたいと思ひておひます。以上です。ありがとうございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

開構成員、1つ私から質問をさせていただきたいんですけれども、そのつなぐというところでは、今回かかりつけ相談機関というのを社会的養育のほうで考へておられまして、一体型の相談支援を行うところが支援メニューとして保育所等につなぐというようなことを考へておられるようなのですけれども、その点について何か御意見とかお考へござひますでしょうか。

○開構成員 もちろん保育所以外でというか、今、図を見せていただきまして、そういった専門のところがあれば大変ありがたいなという気はしたんですけれども、その中で全体の中で保育所がどう位置づくのかという議論ですね。それをぜひはっきりしていただければすごくいいのかなと思ひます。

どうしても、この検討会が保育所、そして保育士の在り方検討会ということなので、認定こども園等も含めまして、もしかすると幼稚園、小学校等も全て含むかもしれませんけれども、その中でどう位置づけるのかということですね。

あと1点だけ、すみません、御質問いただいたからということではありますが、先ほど

学校のお話をいたしました。教育委員会等、そういったところとの連携は大変必要かとも思いますし、どうしても福祉というところの中で動いているというイメージがございますので、きっと大変大切なことをしているんですね。

大変大切なことをしているのですが、なかなか一般の方にこの仕組みが御理解いただけなかったり、逆に分かっていらっしゃらないというところが一番問題なのかなという気はしておりますので、これは多分また次回にお話もするかとは思いますが、以前も申しておりましたが、学校教育等も含めまして家庭科の中の保育ということもお伝えいたしました。いろいろな面で理解の場が広がっていただければ、大変ありがたいなということをおっしゃっている次第でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

今の全体的な保育所の位置づけということになりますと、この12ページの形ではどちらかという受け身な相談機関ということになりますので、できたらアウトリーチとか、積極的につなぎをつくっていくような保育所の動きというんでしょうか、こういうことが必要なのかなというふうに私も今、お聞きしていて思った次第です。ありがとうございます。

では、遠山構成員お待たせいたしました。お願いいたします。

○遠山構成員 遠山です。よろしくお願いたします。

資料2のほうで今回しゃべらせていただこうと思っております。内容については事前にお知らせをさせていただいております。その9ページになりますけれども、「相模原市の子育て広場事業」について紹介をさせていただきます。

主には対応案①の部分になろうかと思っておりますけれども、市内144か所のうち保育所やこども園は121か所で実施をしております。それ以外はこどもセンターなどということで、これが令和2年度実績です。

補助金を市のほうから交付しております。これは民間園の106園を対象としています。これは、市単独です。資料1の14ページのほうに「地域子育て支援拠点の概要」というものが載っておりますが、なかなか実はハードルが高いというようなこともありまして、現行では市単独で補助をしているというような状況でございます。

地域の子育て家庭との交流事業を月1回以上やっていただくこと、地域の子育て家庭からの相談への対応、それから子育てに関する情報の提供、これも必須としています。内訳を言うと、この3つで40万円という補助金になっています。

そして、ここから先はオプションになっていくわけですが、園庭開放を年間48回以上やった場合についてはプラス20万円、それから地域の子育て家庭を対象としたイベント、講習会等の開催を年2回以上実施するとプラス20万円、さらに専任職員を配置するとプラス50万円ということで、合計130万円の補助金を交付している。こういう状況でございます。令和2年度の決算額でいうと約1億1000万円という状況でございます。

しかしながら、これは全て市の一般財源で出していますので、市としては進めていき

いと思っているのですが、懐事情はかなり厳しいと思っているところでございます。

そういった部分では国の制度、この資料1の14ページに該当するところは実は公立園の一部しか該当していないという状況もございますので、さらに使いやすい制度になっていくとよろしいのかなというところが1点目でございます。

それから、次は資料2の12ページの「医療的ケア児の受入れ」の部分でございますが、これは資料1の28ページにある対応案②以降のところでございます。本市の状況を少しお話いたしますと、医療的ケア児の受入れに係る共通的なルールがなかったので、このガイドラインを本年度中に策定する予定です。他市とちょっと違うところは、公立園だけではなくて私立園のほうでも対象にしていこうということ、それから1号児についても対象にしていこうということを考えています。

それから、受入れに関しても他市では満3歳以上の受入れが多いのですが、家庭で1年以上安定した状況であれば満3歳未満でも受け入れていこうということを今、考えています。現在、7施設で9人の受入れを行っておりまして、看護師の確保であるとか、あるいは民間園への受入れの支援、こういったものが今、課題となっているところがございます。

また、医療的ケア児といっても状況が一人一人で違いますので、保育所での受入れがなかなか困難な状況があります。

こういったところの中で、今回提案されています資料28ページ、29ページ以降にありますけれども、児童発達支援事業との連携ですね。本市においても、たまたま市立の保育所と、その隣に市立の医療型児童発達支援センターがあります。要は、渡り廊下でつなげば両方行き来できるという距離感にあります。

こういった中で双方の施設の有効活用、これは施設の場所もそうですし、それから多職種、この医療型児童発達支援センターのほうには例えば嚥下機能、給食の部分で課題があるお子さんと言語聴覚士が関わったり、さらに身体に支援が必要な方だと理学療法士が関わったりするのですが、そういった職種、それから看護師も含めて全ての職種がこの児童発達支援センターのほうに配置をされています。

保育所は保育士しかいないというのが原則になりますので、これが一緒に関わることでよって保育と療育の一体的な提供が可能になっていく。我々としてはこれを実施したいと思っておりますが、なかなか現状ではこれがまだできないという状況です。

ただ、ここには前向きに見直しが必要だということが書かれておりますので、ぜひこの部分については進めていただきたいと、このように強く思っているところでございます。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。

遠山構成員に1つ質問があるんですけども、医療的ケア児は年度途中でも受入れは可能ですか。つまり、予算のことなんですけれども。

○遠山構成員 現実的に現状で申し上げますと、なかなか4月1日の入所に間に合わない。

本市の場合ですと、1月の下旬に入所が決定するんですけども、それから園のほうと

様々な調整をしていくということになりますと、今年の例でも7月とか8月とか、そういう形になってきているという状況でございます。

さらに、新しいガイドラインでは、年度としての入所についても、この時期に申し込んでいただいた方は何月からというようなこともルール化していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。教えていただいてありがとうございます。児童発達支援事業との連携についても御意見いただきました。ありがとうございます。

それでは、次に石井構成員お待たせしました。お願いいたします。

○石井構成員 お願いいたします。

何点かあるんですけども、まず地域の子育て家庭の支援という点では、やはり保育所は身近な児童福祉施設としての専門性を発揮すべきだと考えています。先ほどもありましたけれども、選択肢の少ないような人口減少地域ではなおのことかと思えます。

それで、何が大事かということなのですが、私は相談をするという場合、やはり保育所が気軽に行けて、集えて、ほっとできる場になれるかどうかということと、あとは散歩とかで公園等でぼつんとしている家族を見つけ出して、そして何か気になるなというふうな視点を投げかける。そういうふうなところが基本線かと思えます。具体的に言うと、予防と援助と啓発なのかなと思えます。

しかしながら、人口減少地域ではその機関とか人材の量、質ともかなり薄くなっているということも事実で、ここに新たな専門性や役割だけを押しつけることはよくないと思っています。ですから、行政とか地域資源との連携、コーディネートですとか、行政職員も含めた研修等のバックアップなどが必須になるかと思えます。

一方で、実は地域子育て支援事業に従事する様々な職員に対する内部での研修みたいなところはかなり必要なんじゃないかと考えています。どうあれ、その地域独自で当事者同士のピアサポートとか、地域の新たな支援事業の掘り起こしができるような制度も期待したいです。

2つ目に、子どもが育つ軸というところは、学校の話が先ほど出ましたけれども、保育所とか学校は修学年限があるので途中で途切れてしまいがちで、縦のつながりというのはすごく大事なところかと思うのですけれども、0～2と幼児と小学生、あるいは中高生というふうな形で、そのつながりというのは課題になっているのかなと思えます。

一方、横もそうで、地域子育て支援拠点を活用するようなどころだと選択肢が多分いっぱいあるので、そこをトータルにつないでいく。多種施設間と年齢ですね。そこをトータルで見守っていくようなものがいいかと思えますが、この場合は人口減少地域で逆にやりやすいところなのかなというふうに思えます。

最後に、ここdeサーチです。私は保育園を利用している者として見てみたんですけども、保護者にとって必要な情報が本当にそこにあるのかどうかとか、地域との情報ともつ

とリンクしてほしいなというところとか、あとは言葉遣いが何より難しいんじゃないかなという思いがあって、どこまでいけるか分からないですけども、ネットですので随時更新をしたりとか、市民情報とのリンクとか、公的情報とのリンクとか、何か必要なんじゃないかなというふうな感じはしました。

以上でございます。

○倉石座長 ありがとうございます。ここdeサーチについての御意見いただいてありがとうございます。更新の必要性ということですね。

そのほか、いかがでしょうか。御意見をお願いいたします。

では、星構成員、古賀構成員の順番でお願いいたします。

○星構成員 湧別町の星です。

まず、対応案①「かかりつけ相談機関」の部分でありますけれども、児童福祉法における保育所の情報提供、相談、助言等については現在努力義務となっておりますが、これらの部分については現状においても通常の保育士が対応する業務の中で実施されているものと考えております。義務化され、業務が固定されることによりまして最少人数で保育を主体とした現状の体制においては、保育所への負担が増大することが懸念されております。

また、子育てに関する相談等の支援については、母子保健の分野になりますけれども、子育て支援センターや子育てに関するワンストップ窓口として設置しております子育て世代包括支援センターを拠点といたしまして、保育所等の関係機関が相互に連携を取りながら支援を行う体制が取られているものと考えております。現状でも、その体制の中で対応が取れているのかなというふうに考えているところであります。

各方面からのアプローチができるということは必要であると考えておりますが、細々とした施策をそれぞれ別の拠点に配置して、現場のほうに負担が強いられるのではなくて、制度と拠点を統一した中で一体的な支援を図ることが必要ではないかと考えております。

また、義務化を検討するに当たりましては、現場保育士の活用という捉え方ではなくて、新たな事業として加算できるような形で、地域の状況でありますとか保育所の規模等に応じた実施基準と保育士確保など、事業対応に要する財政的な支援が必要と考えております。

続いて対応案②でありますけれども、支援の関係です。人口減の地域、私どもの地域等においては施設の選定などの自由度がそもそもありません。もともと少ない児童数により運営をされておりました、都市部とは異なりまして児童数が減少したことによって保育士の余裕でありますとか、空き教室等の活用などは該当しないというふうに感じております。施設の施策の検討に当たりましては、地域の規模、実態に応じた検討が必要と感じているところであります。

それと、ちょっと後退した考え方になるかと思っておりますけれども、保育所でのいろいろな機能を拡大するのではなくて、もし地域に認定こども園等があるのであればそちらのほうにそういう機能を委ねて、ないところについては保育所、あるいは別の施設等で対応するという考え方もあるのかなということで、人口減少が激しい地域の現状として意見させ

ていただきました。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

では、続きまして古賀構成員お願いいたします。

○古賀構成員 お願いします。古賀です。

「かかりつけ相談機関」についてですけれども、地域ごとに保育関係施設の構成が大きく異なっている状況があると思います。保育所に限らず、その地域のリソースを包括的に捉えた上で安定した支援の質保証が可能などとともに実施していくシステム構築が望ましいのではないかと考えます。

また、保育に支障がない限りにおいてということが、保育所における実施では非常に重要なところだと思いますけれども、例えばある地域においては保育に支障がある保育所ばかりとなると、地域におけるかかりつけ相談機関の指定自体が困難になるという場合も考えられるかと思えます。

住む地域によって受けられる子育て支援が大きく異なるという現状から、一定以上の子育て支援の量と質が保証されているところへ移行していく必要があるかと思えます。地域の子育て支援について、先ほども出ていましたけれども、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点を展開させた母子保健、相談支援、子育て支援、保育支援を包括的、総合的に展開させるためのセンターシステムが全国的に早急に整備されるということが必要ではないかと思えます。

現状で提供できている支援の全体量と各施設の特徴を把握した上で、足りないところでどう保育所が関われるのか、保育に支障がある状況にせずに子育て支援員などの人的リソースとスペースの確保というのをどう地域全体のリソースを活用して実現できるか。地域ごとの創意工夫や実情を生かしながら、効果的なシステム構築が可能となるように制度設計すべきではないかと考えます。

2点目です。リスクのある家庭への支援についてですけれども、ヘックマンのペリー・プレスクール研究は有名ですが、質の高い保育の重要性というところで注目を浴びていましたが、質の高い保育とともに家庭訪問による指導、家庭環境の強化ということを並行で行ったことも特徴です。

リスクの高い家庭に対しては、継続的で具体的な親支援が効果的であるということが示唆されます。また、日本の全幼研が行った幼稚園における子育て支援としての2歳児の受入れについての調査研究報告の中で、いろいろな通園タイプがあるんですけれども、子育て支援としてとても効果があるという回答が多かったのは未就園児の親子登園でした。

つまりは、保育に欠ける子どもだけではなく、全ての子どもを支援対象として考えるときに、どういう預かり方をするのかということも考えるべき重要な課題で、保護者に対する親教育につながる部分、例えば親子参加型で保育者をモデルとしながら親が自然と学べるような形をとっていくことが効果的である可能性もあります。

そういった親教育につながる内容を、今行われている緊急時の支援事業等と組み合わせることで対症療法に終わらない長期の関係性構築をしながらの支援展開を可能にすることが重要ではないかと考えます。

例えば、今回資料の中に子育て短期支援事業のことがあったかと思いますが、一時的な養育保護ではなく、そこから保護者への継続的、具体的な支援へつなげていくということが考えられます。

例えば、広場事業において保育士と子どもとの関わりを見ながら、子どもと関わったり、相談したりすることを定期的に行えるようにしていくなど、支援から支援へシームレスにつなげていく、親が親として育つ支援にしていく必要があるかと思います。

リスクの高い家庭については予防的支援、日常的保育支援、治療的支援、緊急保護の介入といったように、支援の必要度、緊急度に応じた支援体制が必要で、保育所は予防的支援や日常的保育支援に重点的に関与する位置づけになるかと思いますが。子育ての不安やストレスが高い現状においては、治療までいかなくても保護者がよりふさわしい養育をし、実践できるようにサポートする継続的な親教育支援が重要かと思います。

しかしながら、そこに尽力することは片手間ではできないと思われれます。きちんとした専門性のある職員配置と研修、そのためにはずっと言ってきたことですが、境界領域に必要な専門性と資格の在り方の明確化が必要かと思います。

3点目です。ICTの活用で、本資料にある、ここdeサーチのような全国的な情報公表システム、例えば認可外保育施設の要改善指導を受けているかどうかも分かるようになって、基本的な情報公開として非常に重要な取組だと感じています。

しかしながら、先ほど石井構成員からの御発言にもありましたけれども、これを実際に地域子育て支援を活用していく保護者の側で見ると、こういったものがあるということをもっと知る機会が必要で、実際にその場である地域子育て支援の場に行くにはさらに細かい情報が必要かと思います。

また、利用者が情報を検索して使うシステムだと、そういう発想にない、つまり一番アプローチしなくてはならない層にアプローチできないという状況にあります。やはり母子保健システムとの接続が重要で、全戸訪問か健診時にオンラインシステムに登録を促すというようなことが一つの手だてになるのではないかと。つまり、広場活動など、入り口となるような地域子育て支援関連の情報提供がオンラインでできるようにつなげていくことや、個々の相談のオンライン対応ができるようにしていく。

実際に、その母子保健とのところで接続を試してやっていただき、そこから情報提供ができるようにしていく。気軽にオンラインで相談できるようにしていくということですね。保育所の地域子育て支援や、一時預かり保育の紹介などとともに、保護者の相談支援もセットで紹介していくようなイメージです。入り口はオンラインで、そこから対面の個別支援やピアグループ支援につなげていくというようなことができると、現在の保護者のネットの利用ということにも現実的には対応できるようにしていく必要があるかと思います。

4点目は、保育所保育指針です。保育所保育指針に地域子育て支援の記載を拡充することは重要な方向性だと思いますけれども、その前の段階で様々な地域における実践の現状と課題について把握することが必要だと考えています。

また、地域子育て支援に必要な専門性の向上や、それに係る研修についても記載が必要になると推測されます。その前提として、やはり先ほどもお話が出ていましたけれども、ソーシャルワーカー、保健師、看護師等、関連専門職と重なる部分と、保育所・保育士の専門性というものを明確にし、専門性の発揮と専門職同士の連携を整理するということが必要ではないか。つまり、記載の充実の前提としての情報収集と各専門職制の範囲の明確化をすべきと考えています。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

古賀先生、家庭訪問の強化とか未就園児の親子登園ということになると、これは要支援児童対応推進事業の辺りの事業内容などのことに関連して考えたらよろしいですか。そういう趣旨ではないですか。もう少し別の事業を考えるほうがいいということですか。どちらでしょうか。

○古賀構成員 そのように取っていただいていると思います。

○倉石座長 分かりました。ありがとうございます。

森田構成員、お願いいたします。

○森田構成員 私のほうから3点ほどです。

25ページの「短期支援の供給について」ということで資料をお出しいただいています。

社会的養育専門委員会の資料ではありますが、これは保育所もできるというような書きぶりにもなっています。事務局（厚生労働省保育課）に確認させていただくと、いわゆる施設の共用部分は認められないということです。つまり、建物や部屋を別に建てるということになってくると、いわゆる都市部の保育所においてそういう空きスペースがない、また、それを作ると園庭の平米数を減らしてしまうと定員にも関わってきてしまうことにもなりかねません。園庭がない保育所も都市部ではありますので、そうした課題があるかと思えます。

それと、そのための人員配置も全て別建てということになってきますと、保育所で実施するよりも市営住宅であるとか、空き部屋の一室を借りるほうがすぐにできて人だけ配置すれば可能ではないかとの思いも持っています。

それと、27ページのC県D市の保育所の取り組みに、児童養護施設入所の対象年齢が原則2歳以上であるため、乳幼児の保育に強みがある保育所の活用ということが書かれています。児童養護施設で最近新しくなられたところに竣工でお伺いしたら、もう個室はベッドしか置いてないです。そうすると、小学生以上しかお預かりしないというような状況が出ているようにもお伺いしています。

そうすると、就学前児童についての児童養護的な対応ということが出てきたならばです

が、保育所としても少し検討していかなければならないのか。そこがはっきりしないと、保育所でお預かりする体制づくりというのはなかなか難しいと個人的には考えています。私が夜間保育所を運営していたとき、宿泊はできないのかといったときに、二種事業の通所施設だから一旦は帰ってもらってくださいという指導をいただいたこともあります。そうした制度的な整備も課題の一つかと思っています。

それと、児童発達支援事業所の共用については、こうしたところを使っていただくと大変ありがたいと思います。

もう一点、全然別のことになるかと思いますが、11月11日に介護の日というのが制定されています。介護の日ということで、大阪府などでも大々的にキャンペーンが打たれます。一方で、いわゆるみんなの保育の日ということで、株式会社キッズカラーさんが登録しておられる4月19日、それとNPO法人フローレンスが推奨しておられる4月19日、同じフォー・イ・クということで語呂合わせで4月19日なんですけど、こうした保育の日、または子育ての日は国のほうで明確な日程を設定して御登録いただけると、我々団体としてもその日をメインに何かしら行動、活動、そうしたところで子育て支援とか、こうした情報発信も大々的にできるのではないかと、1つだけ御提案をさせていただきます。

○倉石座長 森田構成員ありがとうございました。最後のところは、また全保協さんのほうでもぜひ積極的にしていただきたいところだと思います。それともう一つ、先ほどありましたショートステイとかになりますと、短期事業のものは通所事業から入所事業のほうに事業の拡大ということも考えられますので、C県D市の場合、分園を開設されたときの経緯でも分かれば教えていただきたいと思うのですけれども、C県D市の分園というのは保育分園だけでやっておられるわけですね。短期事業の場合、通所、入所という、その辺りの事業の組分けというのはどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。短期支援事業ですね。これは事務局、何か分かることがあれば教えていただきたいのですけれども。

○神森保育課長補佐 お答えになっているかは分かりませんが、分園のほうでは一時預かりと、それからショートステイといったものを別途実施しているところでもありますけれども、お答えになっていますでしょうか。

○倉石座長 これから短期支援事業をもし進めるとすれば宿泊を伴うことになりますので、いわゆる入所型という事業の形態ですよね。保育の形態が通所から入所ということも含むことになるのですけれども、そこは通所型でこれを行うということですか。

○林保育課長 多分、一種事業、二種事業の関係も含めてという御質問だと思いますが、すぐ確認できないので、後で事実関係を確認します。

○倉石座長 分かりました。では、また分かりましたらお願いいたします。

森田構成員、そういうことでよろしいでしょうか。

○森田構成員 ありがとうございました。

○倉石座長 残り時間がちょっと短くなってきているのですが、ほかに御発言がありましたらぜひお願いいたします。いかがでしょうか。

では、坂崎構成員にいかせていただいて、その後、高谷構成員ということでお願いいたします。

○坂崎構成員 倉石先生、直接今日のお話ではないんですけれども、話が今、改善すべき点と、新たな仕組みというのか、今、現行で行われているんだけど、こういうふうに改善して進んでいくということと、新たにこういうものは取り入れていきましょうという形で、最後の段階かと思いますが、そういう形にまとめをしていただければありがたいと思っているんですけれども、今日の対応案とか、先ほどの子ども・子育て会議の主な意見も今のことを直してほしいというのと、これからのことをこうしてほしいということが羅列されるので、非常に一般の方々が分かりにくいのではないかと思うんです。

まとめていくときに、もちろんこの4つのまとめ方は非常にいいんですけれども、4つのまとめ方の中でも現行の不備を直すところと、そういう形で何か考えてもらえればありがたいと思いました。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。これはぜひまとめ方のところで参考にさせていただかなければいけません。またいろいろ御指導、御意見をお願いいたします。ありがとうございます。

高谷構成員、お願いいたします。

○高谷構成員 かかりつけ機関の件でございます。一時預かりや定期的な利用を可能とする登録預かりみたいなものなどから、利用者と施設の接点をかかりつけ機関という中で取っかかりをつくっていけば非常にいいのではないかと思う一方で、少子化の中で園児の早期確保のための過当競争などの動きにはこの名称も含めて十分注意しながら進めるべきだと思います。

それから、この件はできましたら早期に子ども・子育て会議への付議が必要なのかなと思います。よろしくをお願いします。

○倉石座長 ありがとうございます。

高谷構成員、今のはかかりつけ相談機関のことですか。

○高谷構成員 そうです。

○倉石座長 少子化に伴う園児獲得の。

○高谷構成員 そうですね。かかりつけ相談機関というものを設定することによって、過当競争への動きを十分配慮しなければいけないということかと思います。

○倉石座長 分かりました。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

では、開構成員お願いいたします。

○開構成員 ありがとうございます。

資料の1の35ページ、対応案③につきまして、多分次回、保育士の確保、質向上関係というのがメインのお話になっていくかと思いますが、こちらが次回につながるという上で

すごく大事なところかと思っております、地域の子育てに関わるということで保育所と保育士の在り方ということで今日も全体の論議が進んでいるかと思うのですが、この書きぶりですとか保育士の役割、そして保育所の役割というようなところで、多分保育所保育指針等に今後関わってくる大事なところかと思っております。

そして、古賀委員がおっしゃいましたように、本当に保育士の専門性とほかの資格、免許等の専門性の明確化というか、少し整理をしたものを、今日は地域のかかりつけというか、そちらの図が出て大変イメージがしやすかったわけですが、ではどこが境界領域かということも含めまして、ここは保育士、こちらはと、別にラベルをくっきり分けて私はしませんと言っているわけではなくて、一番ここはやはり専門性として大事だよねというようなところをぜひ明らかにしていただきたいということで、次回の論議にもつながるところかと、今日の35ページのほうですね。そういうことを感じましたので、ぜひ少し御検討いただければと思っております。

それから、今までの流れでは、相談援助といったようなそのものの事業が今、保育相談支援といったような形で、やはり保育所における相談支援の在り方というふうに変わってきたところで、またまた前のように相談援助をできるだけ強くしていこうというふうにただ戻るのであれば、今、私たちがシラバスでお伝えしていることは何だったのか、すごく疑問になりますので、そこをまた逆に後戻りするというよりは、今までの議論を整理した上で次の指針、そして保育士養成課程につなげていただきたい。

そして、認定こども園、幼保連携型のほうでは、地域の子育て支援は義務ということではありますが、保育教諭というものは通称になっているかと思うんです。保育教諭が幼稚園免許と保育士資格を持って幼保連携型認定こども園で勤務する方ということになってきますと、では保育教諭そのものを養成するためにはというのは、まだ定まっていない状態です。今はやはり保育士資格のシラバスをどうするかという話になっていると思うんです。今は保育教諭養成課程自体がないので、保育教諭そのものの免許という資格が実はないわけです。

その中で、では保育教諭の研修体系はどうするんだというのは、これは順番的におかしいという気がしております。幼保連携型認定こども園の教育保育要領があり、ではそこを担う方はどのような、地域の子育て支援が義務のようになっていくとすれば、それが保育士にも同様のものが求められてくるとすれば、では何が必要なのか。それは養成段階だけではなく、採用、研修段階でも生涯学習の視点から学んでいく必要があるだろうというふうな順番かと思われまますので、そこら辺をぜひそれこそ座長、副座長の御意見をぜひ反映して整理していただけると大変ありがたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○倉石座長 開先生、ありがとうございます。また次回も恐らく関連することですので、養成課程、教育内容等については同様の発言をぜひお願いしたいところです。ありがとうございます。

開構成員もおっしゃいましたけれども、地域子育て支援は多機能化ということが必須になってきますので、この辺りを恐らく坂崎構成員がおっしゃったようにすぐに検討すべきところになってきて、しかも保育士の境界領域をどのように設定するかということ、意識するかということと、その専門性の担保ということですね。この辺りをぜひ次回に向けて御議論いただきたいところだと思っております。

ほかはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

では、古賀構成員お願いいたします。

○古賀構成員 もう少しだけですが、今、開構成員から御指摘いただきました保育教諭の研修体系のことにつきましては、保育教諭養成課程研究会というところがつくっている一連の研修ガイドがホームページにも出されておりますので、御参照いただきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

○倉石座長 ありがとうございます。研修ガイドがホームページにあるわけですね。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。かなり幅広く対応案①から③まで御意見をいただいたというふうに受け止めさせていただいておりますが、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、今日いただきました意見をまた事務局のほうでまとめていただきますし、最後にまとめをされるときに今、御意見がありました。特にこれは幅広い分野の論点になりますので、今すぐやるべきことと、それから今後しばらく検討していくべきことと、その辺りをしっかりと整理しながらまとめをさせていただきたいということも認識いたしました。

では、これで一旦時間ということになりますので、議論のほうは終了とさせていただきます。事務局のほうに戻しますので、今後の予定等につきまして説明をお願いいたします。

○神森保育課長補佐 事務局でございます。

次回、第6回につきましては別途事務局より御連絡をさせていただいておりますけれども、11月4日を予定しております。また、次回で各論につきましては一通り御議論いただくこととなりますので、以降、年末に向けていただいた御意見を取りまとめてまいります。取りまとめ案につきましては、11月下旬頃にも一度御議論をいただければと考えておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○倉石座長 ありがとうございます。

それでは、また次回、来週でしょうか。10日後ということになりますけれども、引き続きお忙しいところですが、どうぞ御協力のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、本日の検討会はこれで閉会とさせていただきます。御出席いただきました皆さん、御意見をいただきましてどうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

寒くなりますので、御健康のほどどうぞ留意ください。ありがとうございました。